明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三一）　一
〔告　示〕
○道路交通法施行規則別記様式第十四の備考6等の規定に基づき、国家公安委員会の定める書面を定める件（国家公安委一八）　二
〔官庁報告〕
国家試験
第三十八回労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の実施（厚生労働省）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
税理士証票無効・登録まつ消関係　四
地方公共団体
違法駐車車両保管、行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　五

府令

○内閣府令第三十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第三項及び第百十四条の六の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年六月十一日

内閣総理大臣　菅　直人

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十四（第十九条関係）

（表）

